

生活保護と最低賃金の比較について(平成30年度 新潟県)

I 前提

○若年単身	→	生活保護基準では12～19歳・単身世帯			
○県内級地別人口	→	1級地-1	: 0人	1級地-2	: 0人
		2級地-1	: 810,157人	2級地-2	: 275,133人
		3級地-1	: 1,019,917人	3級地-2	: 199,057人
		計	: 2,304,264人	(内訳は別紙のとおり)	
○冬期加算地区区分	→	Ⅱ区			

II 生活保護

人口加重平均の場合

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

$$\begin{aligned} & (71,680円 \times 810,157人 + 70,560円 \times 275,133人 + 67,470円 \times 1,019,917人 \\ & + 65,080円 \times 199,057人) \div 2,304,264人 = \underline{69,113円} \dots \textcircled{1} (\text{四捨五入せず}) \end{aligned}$$

② 冬期加算(10月から3月まで・1ヵ月平均)

2級地-1	: 8,860円	× 7 ÷ 12 =	5,168円 (1円未満四捨五入)
2級地-2	: 8,860円	× 7 ÷ 12 =	5,168円 (同上)
3級地-1	: 8,860円	× 7 ÷ 12 =	5,168円 (同上)
3級地-2	: 8,860円	× 7 ÷ 12 =	5,168円 (同上)

$$\begin{aligned} & (5,168円 \times 810,157人 + 5,168円 \times 275,133人 + 5,168円 \times 1,019,917人 \\ & + 5,168円 \times 199,057人) \div 2,304,264人 = \underline{5,168円} \dots \textcircled{2} (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

③ 期末一時扶助費(12月のみ・1ヵ月平均)

級地別の期末一時扶助費(1ヵ月平均)

2級地-1	: 12,640円	÷ 12 =	1,053円
2級地-2	: 12,020円	÷ 12 =	1,002円 (同上)
3級地-1	: 11,390円	÷ 12 =	949円 (同上)
3級地-2	: 10,760円	÷ 12 =	897円 (同上)

$$\begin{aligned} & (1,053円 \times 810,157人 + 1,002円 \times 275,133人 + 949円 \times 1,019,917人 \\ & + 897円 \times 199,057人) \div 2,304,264人 = \underline{987円} \dots \textcircled{3} (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

生活扶助(1類費及び2類費+冬期加算+期末一時扶助費)

$$\begin{aligned} & = \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \\ & = 69,113円 + 5,168円 + 987円 = \underline{75,268円} \end{aligned}$$

(2) 住宅扶助実績値

【28年最新データ：新潟県住宅扶助実績値・世帯人員1人】

	被保護世帯数	住宅扶助実績値	
新潟県	5,770世帯	× 15,861.0円	= 91,517,970.0円
新潟市	7,114世帯	× 25,290.6円	= 179,917,328.4円
計	12,884世帯		271,435,298.4円

$$\text{平均値 } 271,435,298円 \div 12,884世帯 = \underline{21,067円} (1円未満四捨五入)$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 75,268円 + 21,067円 = \underline{96,335円} (1円未満四捨五入)$$

III 最低賃金との比較

時給 803円 (平成30年度新潟県最低賃金額)で月173.8時間(週40時間)働いた場合の
1ヵ月の収入(手取額)は、

$$\begin{array}{l} 803円 \\ ※0.818 \end{array} \times 173.8時間 \times ※0.818 = \underline{\underline{114,161円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

は、時間額173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

賃金額の乖離額については、以下のとおり。

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金(手取額)} = 96,335円 - 114,161円 = \underline{\underline{-17,826円}}$$

したがって、乖離額は、 **-17,826円** (生活保護水準を上回る。)

生活保護と最低賃金の比較について(平成30年度 新潟市)

I 前提

○若年単身	→	生活保護基準では12～19歳・単身世帯			
○県内級地別人口	→	1級地-1	0人	1級地-2	0人
		2級地-1	810,157人	2級地-2	0人
		3級地-1	0人	3級地-2	0人
		計	810,157人	(内訳は別紙のとおり)	
○冬期加算地区区分	→	II区			

II 生活保護

人口加重平均の場合

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費 基準額

$$\begin{aligned} & (71,680円 \times 810,157人 + 0円 \times 0人 + 0円 \times 0人) \div 810,157人 = \underline{71,680円} \dots \textcircled{1} (\text{四捨五入せず}) \end{aligned}$$

② 冬期加算(10月から3月まで・1ヵ月平均)

2級地-1	8,860円	×	7	÷	12	=	5,168円 (1円未満四捨五入)
2級地-2	0円	×	7	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-1	0円	×	7	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-2	0円	×	7	÷	12	=	0円 (同上)

$$\begin{aligned} & (5,168円 \times 810,157人 + 0円 \times 0人 + 0円 \times 0人) \div 810,157人 = \underline{5,168円} \dots \textcircled{2} (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

③ 期末一時扶助費(12月のみ・1ヵ月平均)

級地別の期末一時扶助費(1ヵ月平均)

2級地-1	12,640円	÷	12	=	1,053円 (1円未満四捨五入)
2級地-2	0円	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-1	0円	÷	12	=	0円 (同上)
3級地-2	0円	÷	12	=	0円 (同上)

$$\begin{aligned} & (1,053円 \times 810,157人 + 0円 \times 0人 + 0円 \times 0人) \div 810,157人 = \underline{1,053円} \dots \textcircled{3} (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

生活扶助(1類費及び2類費+冬期加算+期末一時扶助費)

$$\begin{aligned} & = \textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} \\ & = 71,680円 + 5,168円 + 1,053円 = \underline{77,901円} \end{aligned}$$

(2) 住宅扶助実績値

【30年最新データ：新潟県住宅扶助実績値・世帯人員1人】

	被保護世帯数	×	住宅扶助実績値	=	
新潟県	0世帯	×	0.0円	=	0.0円
新潟市	7,114世帯	×	25,290.6円	=	179,917,328.4円
計	7,114世帯				179,917,328.4円

$$\begin{aligned} & \text{平均値} \quad 179,917,328円 \div 7,114世帯 = \underline{25,290円} \quad (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

(3) 生活扶助基準+住宅扶助実績値

以上、(1)、(2)より、

$$\begin{aligned} & \text{生活扶助基準} + \text{住宅扶助実績値} = 77,901円 + 25,290円 = \underline{103,191円} \quad (1円未満四捨五入) \end{aligned}$$

III 最低賃金との比較

時給 803円 (平成30年度新潟県最低賃金額)で月173.8時間(週40時間)働いた場合の
1ヵ月の収入(手取額)は、

$$803円 \times 173.8時間 \times ※0.818 = \underline{\underline{114,161円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

※0.818 は、時間額173.8時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率

賃金額の乖離額については、以下のとおり。

$$\text{生活保護} - \text{最低賃金(手取額)} = 103,191円 - 114,161円 = \underline{\underline{-10,970円}}$$

したがって、乖離額は、 **-10,970円** (生活保護水準を上回る。)